

第2期

# みやこのじょう子どもの未来 応援計画

－概要版－

令和3年度～令和6年度



令和3年4月  
都城市

# 1 計画策定の背景

厚生労働省の国民生活基礎調査によると、昭和 60 年に 10.9%だった子どもの相対的貧困率（以下「貧困率」という。）は年々増え続け、平成 24 年には 16.3%にまで増加しました。平成 30 年には 13.5%と改善されましたが、未だに 7 人に 1 人の子どもが貧困の状況にあると報告されています。

国は、子どもの貧困に対する課題に対応するため、平成 25 年 6 月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を成立しました。これを受け平成 26 年 8 月には「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、全ての子どもたちが夢と希望をもって成長していける社会の実現を目指し、様々な取組が進められてきました。

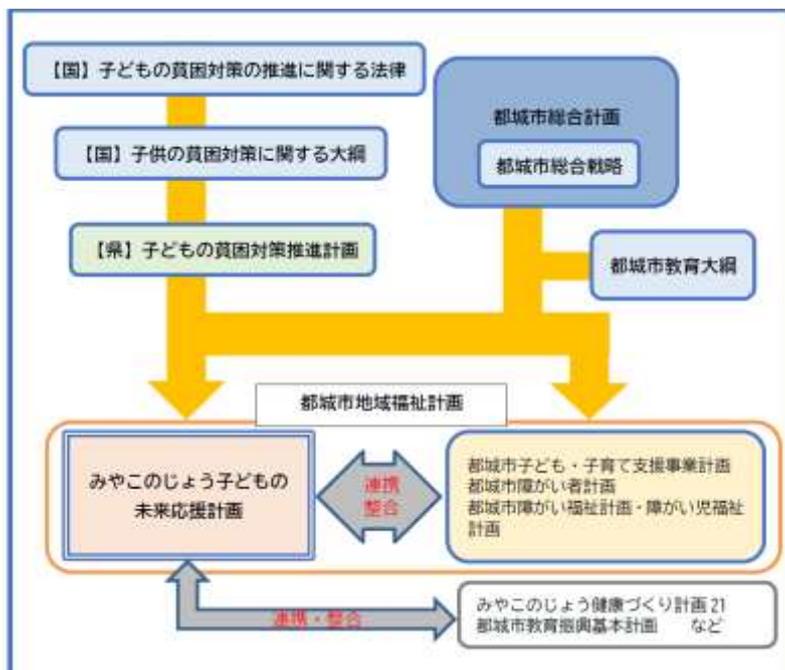
更なる対策を推進するため、令和元年 6 月、議員立法による子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正を踏まえて今回、新たな子供の貧困対策に関する大綱が令和元年 11 月に閣議決定されました。

本市においても、国の法律の趣旨や大綱、「宮崎県子どもの貧困対策推進計画」を踏まえつつ、全ての子どもたちが将来の夢や目標の実現に向かって、自分の能力・可能性を伸ばすことができるように、市民・関係団体・行政機関等が積極的に連携し、チーム協働による包括的な支援体制の整備が行われることを目的として「みやこのじょう子どもの未来応援計画」を策定することとしました。

# 2 計画の位置付け

本計画は、子供の貧困対策に関する大綱（令和元年 11 月 29 日閣議決定）及び第 2 期宮崎県子どもの貧困対策推進計画を踏まえ、本市が策定した関連計画等との整合・連携を図ります。

また、「第 2 次都城市総合計画」や「都城市教育大綱」を基に、「第 2 期都城市子ども・子育て支援事業計画」などと整合性を図りながら、子どもの貧困対策に資する取組について示すと共に、貧困の状況にある子どもや家庭に対して必要な支援体制の構築を図ります。

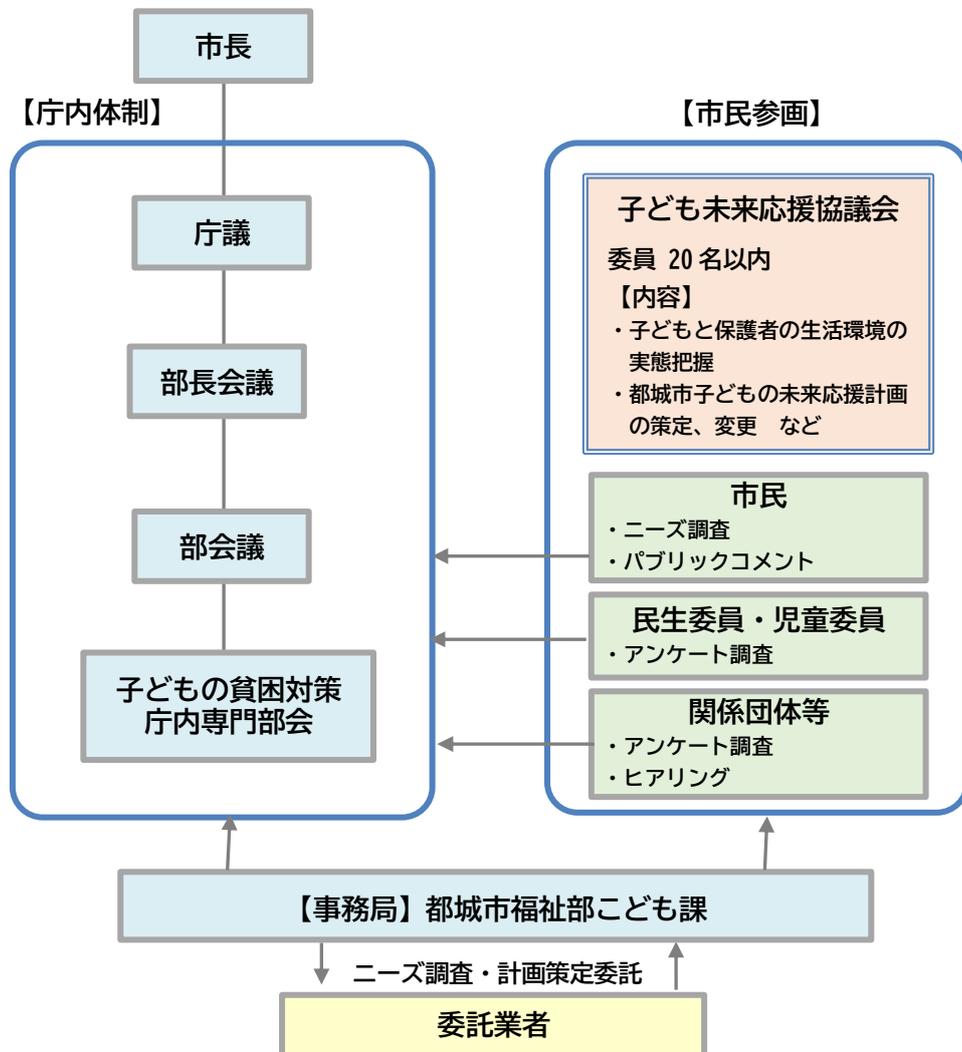


### 3 計画の期間

本計画の期間は令和3年度から令和6年度までの4年間となります。

平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
			みやこのじょう子どもの未来応援計画			第2期みやこのじょう子どもの未来応援計画			
都城市子ども・子育て支援事業計画						第2期都城市子ども・子育て支援事業計画			

### 4 計画策定体制



## 5 実態調査の概要

### (1) 保護者・子ども向けアンケート調査

調査時期	令和2年7月～8月
対象者	①保護者調査：市内の小学1・4・6年生、中学3年生の保護者 ②児童生徒調査：市内の小学6年生及び中学3年生 ※宮崎県立泉ヶ丘高等学校附属中学校、宮崎県立都城きりしま支援学校（小・中学部）、宮崎県立都城さくら聴覚支援学校（小・中学部）の児童・生徒を含む
調査方法	①保護者調査：学校を通じた配布、郵送での回収 ②児童生徒調査：学校を通じた配布・回収
回収率	①保護者調査：配布 6,338件 回収 3,473件 回収率 54.8% ②児童調査：配布 1,639件 回収 1,572件 回収率 95.9% 生徒調査：配布 1,484件 回収 1,418件 回収率 95.6%
主な調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困ったときに相談する相手について、「まったくいない」とする生活困難世帯の保護者が6%程度存在。</li> <li>○ひとり親世帯で、学校の授業の理解度が低くなる傾向。</li> <li>○市の学習支援事業を「知らない」保護者が約8割、今後の参加意向「わからない」と回答した保護者が約4割。</li> <li>○ひとり親世帯の子ども、保護者共に「大学まで」の進学希望が低い。</li> <li>○「自分には良いところがある」と回答した子どもの割合は、ひとり親世帯が低い。</li> <li>○子どもが朝食を食べない割合はひとり親世帯で高い。</li> <li>○子どもの主観的な健康状態はひとり親世帯で「よい」の割合が低い。</li> <li>○ひとり親家庭では、平日の放課後に「自宅（一人でのいる）」割合が4割近くと高い。</li> <li>○ひとり親家庭においては地域活動への参加割合が低い。</li> <li>○子ども食堂への参加希望は、生活困難世帯で約4割となり、それ以外の世帯と比べて約1割高い。</li> <li>○生活困難世帯の就労形態では、父親、母親共に「正社員」の割合が低い。</li> <li>○生活困難世帯の子どもの進学のために預貯金等をしている割合は5割程度となり、その他の世帯より低い。</li> </ul>
必要な施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市民から見て分かりやすく使いやすい相談の受付体制</li> <li>○保護者や子どもの課題を早期に発見・把握し支援につなげる体制</li> <li>○市で実施している様々な施策をつなぐ体制</li> <li>○学校や地域における学習の支援</li> <li>○教育費負担の軽減</li> <li>○妊娠・出産段階からの親子の健康づくり</li> <li>○経済状況によらず保健指導を受けられるようにする支援</li> <li>○子どもの居場所づくり</li> <li>○就労に関する相談窓口の周知</li> </ul>

## (2) 民生委員児童委員向けアンケート調査

調査時期	令和2年6月
対象者	民生委員・児童委員（令和2年6月1日現在）
調査方法	各地区民生委員児童委員協議会定例会において実施
回収率	配布 312件 回収 282件 回収率 90.4%
主な調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○困難を抱える家庭の子どもや保護者の支援の経験 「ある」 22.3%</li> <li>○貧困の状態に置かれた子どもが抱えている困難 「健全な生活習慣、食習慣」 50.8%</li> <li>○貧困の状態に置かれた子どもが育成上経験 「保護者が不安定な就労状態にある」 63.5%</li> <li>○他の機関との連携の有無と必要性 「今はないが、連携をとる必要がある」 48.9%</li> </ul>
必要な施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保護者の自立支援</li> <li>○子どもへの食育推進や食事・栄養状態の確保</li> <li>○関係機関との情報共有及び連携強化の体制づくり</li> </ul>

## (3) 子どもに関わる支援者に対するアンケート調査及びヒアリング

調査時期	令和2年7月～8月	
対象者	都城市生活自立支援センター 妻ヶ丘地区まちづくり協議会 五十市地区社会福祉協議会 サタスタ支援道場 i n 沖水 一般社団法人 らしくサポート 高城地区土曜こども学習会・観音くらぶ みやこぼるこども縁	都城市母子寡婦福祉連絡協議会 姫城地区まちづくり協議会 山田地区社会福祉協議会 子どもと家族・関係者の集まりポン太クラブ 社会福祉法人まりあ 「夢学舎」 ふるさと育成協議会
調査方法	郵送配布・回収によりアンケート調査を実施した後、その回答内容などについて訪問し、直接聞き取りによるヒアリングを実施	
回収率	配布 13件 回収 13件 回収率 100%、訪問件数 12件、電話インタビュー 1件	
主な調査結果	<ul style="list-style-type: none"> <li>○貧困の状態に置かれた子どもが抱えている困難としては、「こころの状態の安全性、心身の健康」、「健全な生活習慣、食習慣」（共に11件）が最も多い。</li> <li>○新たな支援を検討する上での課題としては、「人材の確保」（9件）が最も高く、次いで「情報共有手段」（8件）、「他団体・機関との連携不足」（7件）が多い。</li> <li>○民生委員・児童委員などの地域とつながっていない、ごく限られた人とのつながりの中で生活していると感じる。</li> <li>○団体同士の情報共有が必要だが、どこまで個人情報発信できるかが難しい。</li> <li>○親の困り事をなくし、問題解決に向けた仕組み作りと各地区のリーダー（館長など）の資質向上のための研修の場の確保が必要である。</li> <li>○生活保護など公的な支援に結びつく直接支援対象者以外はなかなか行政に相談する家庭は少ないと思う。支援団体への行政からの後方支援が必要だと思う。</li> </ul>	
必要な施策等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○子どもの過ごし場所や学習、食などの支援を行う市民活動やボランティアの周知・支援</li> <li>○子どもに関わる行政・団体及び団体間の連携</li> <li>○子どもの貧困という社会問題への理解促進</li> </ul>	

## 6 数値目標

### 計画において目指す目標

No.	指 標	基準値 (R 元年度)	目標値 (R 6 年度)
1	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等進学率	87.5%	90.0%
2	生活保護世帯に属する子どもの 高等学校等中退率	3.45%	3.3%
3	生活保護世帯に属する子どもの 大学等進学率	16.7%	No.7の就職率と併せて 90%以上
4	スクールソーシャルワーカーの 配置人数	県：2人	県：2人 市：2人
5	スクールカウンセラーの配置率 (小学校)	中学校配置のスクー ルカウンセラーが要 請に応じてすべての 小学校に派遣	中学校配置のスクー ルカウンセラーが要 請に応じてすべての 小学校に派遣
6	スクールカウンセラーの配置率 (中学校)	14校に配置されてい る。残り5校へも要 請に応じて派遣	14校に配置されて いる。残り5校へも 要請に応じて派遣
7	生活保護世帯に属する子どもの 就職率（高等学校卒業後）	66.7%	No.3の大学等進学率と 併せて90%以上
8	ひとり親世帯の家庭の暮らしの状況(大変苦し い・やや苦しいと答えた割合)	58.6% (R 2 年度)	50.8%
9	ひとり親世帯の無料の学習支援への参加率	38.8%	47.8%

※基準値については、令和元年度の実績から算定していますが、No.8については、令和2年度に実施した保護者アンケートの数値を基準としています。

### 【令和6年度目標値設定の考え方】

指標No.	設定の考え方
No.1～3、7	過去の各学年生徒数を踏まえ、令和6年度の各学年生徒数を10名と設定し、「高校未進学者」「高校中退者」「高校卒業後に未進学・未就職者」を1名以下に抑えることを目標に掲げ、その割合を目標値とします。
No.4～6	現状維持としますが、スクールソーシャルワーカーについては不登校等の問題を解消する一つの手段として、市2人配置を目標とします。
No.8	平成27年国民生活基礎調査の「ひとり親世帯の貧困率」50.8%を目標とします。(本編P85-No.34参照)
No.9	今回(令和2年度)アンケートのうち、ひとり親世帯の無料の学習支援へ参加させたい割合47.8%を目標とします。

## 7 施策の体系

<b>基本理念</b>	<b>すべての子どもが生まれ育った環境に左右されず、現在及び将来に夢や希望を持って安心して育つことができる社会の実現を目指す</b>
-------------	--

<b>基本方針</b>	<b>温かな市民性に育まれた地域の繋がりを活かし、市民・関係団体・行政が連携・協力して子どもの貧困対策に取り組む</b>
-------------	--

### ◆取組の視点◆

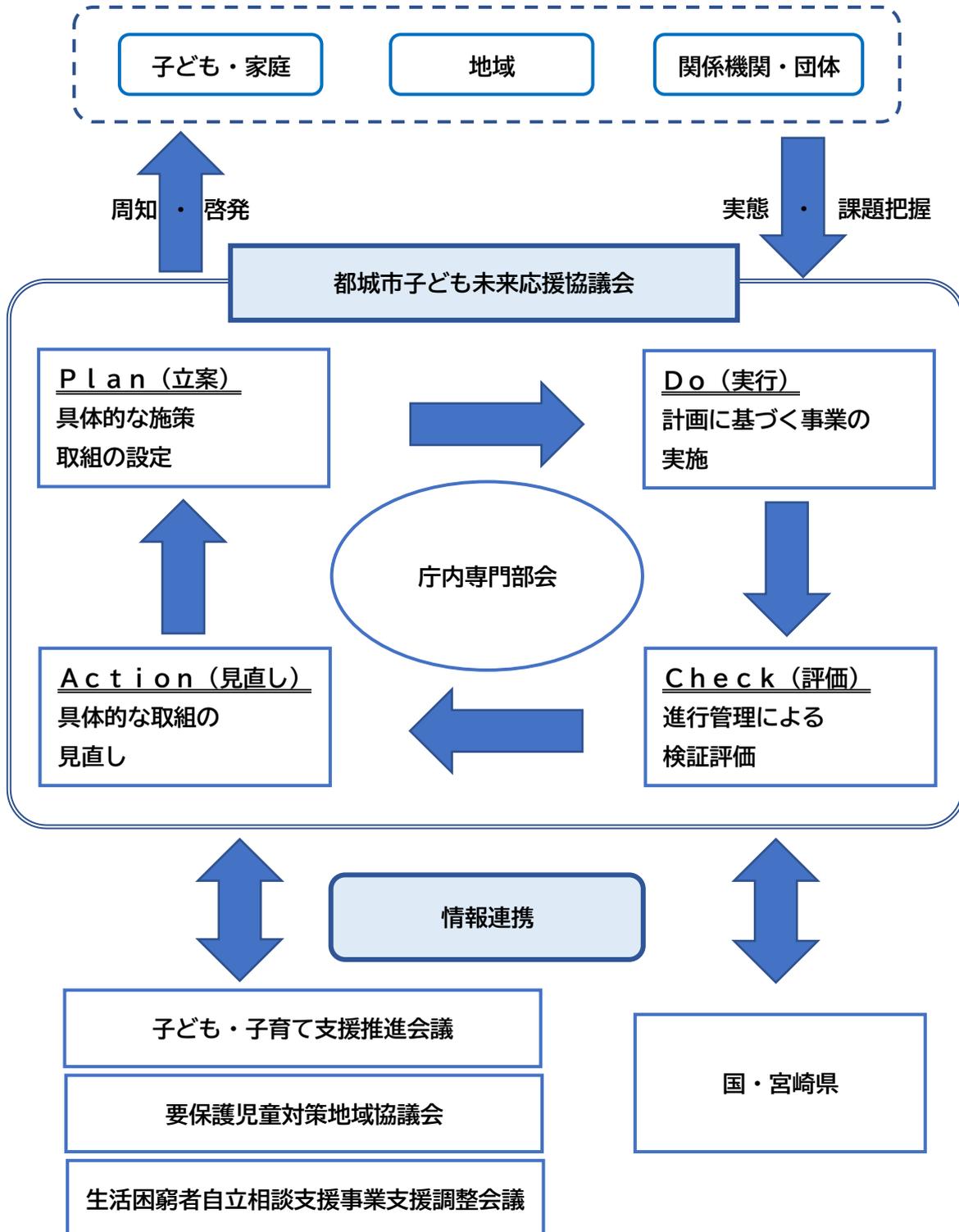
貧困の連鎖を断ち切る視点	全庁的に取り組む視点	誰一人取り残すことがない社会の実現の視点	地域との協働の視点
--------------	------------	----------------------	-----------

対策の柱	施策の方向性	具体的な取組
1 子どものための教育支援	(1)「学校」をプラットフォームとした総合的な対策の展開	①学校教育による学力保障 ②学校を窓口とした福祉関連機関等との連携 ③地域による学習支援 ④高等学校等における就学継続のための支援
	(2)幼児教育・保育の負担軽減及び幼児教育・保育の質の向上	①保育料等の負担軽減 ②幼児教育・保育の量の確保と質の向上の推進
	(3)就学支援の充実	①就学前段階の就学支援の充実 ②義務教育段階の就学支援の充実 ③奨学給付金制度などによる経済的負担の軽減 ④特別支援教育に関する支援の充実
	(4)大学等進学に対する教育機会の提供	①高等教育の機会を保障する奨学金制度等の経済的支援
	(5)生活困窮世帯等への学習支援	①子どもの学びの機会の確保と経済的支援
	(6)その他の教育支援	①食育の推進に関する支援 ②多様な体験活動の機会の提供
2 子どものための生活の安定に資するための支援	(1)関係機関が連携した包括的な支援体制の整備	①関係団体が連携したネットワークの構築 ②相談事業の連携強化 ③支援を行う人材の育成・確保 ④子どもの貧困対策事業の周知啓発
	(2)子どもに対する生活支援	①子どもの食に関する支援 ②生活困窮世帯等の子どもの居場所づくりに関する支援 ③子どもの健康づくりに関する支援
	(3)子どもに対する就労支援	①ひとり親家庭等の子どもに対する就労支援 ②就労困難な子どもや高校中退者等への就労支援 ③定時制高校等に進学する子どもの就労支援
	(4)支援体制の強化・充実	①児童相談所との連携強化 ②相談職員の資質の向上
	(5)その他の生活支援	①妊娠期からの切れ目ない支援等 ②住宅支援
3 子どものための経済的支援	(1)生活を下支えする経済的支援	①児童扶養手当等の各種手当の支給 ②母子父子寡婦福祉資金等の貸付 ③ひとり親家庭の医療費の助成 ④生活保護制度における経済的支援 ⑤養育費の確保
	(2)その他の経済的支援	①生活困窮世帯等に対する経済的支援
4 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援	(1)保護者等に対する生活支援	①自立支援 ②保育等の確保 ③心身の健康確保
	(2)保護者等に対する就労支援	①就労支援 ②学び直しの支援

## 8 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、本市の子育て支援・教育・保健・福祉・雇用など様々な分野の施策や事業を、子ども自身の成長・自立の視点に立って、横断的に取り組んでいく必要があります。また、教育・医療・福祉の関係機関や企業等に広く協力を呼びかけると共に、地域やNPO、ボランティア等による主体的な活動の促進を図ります。

### 〈計画の進捗管理体制〉



編集・発行 都城市 福祉部 こども課

〒885-8555 宮崎県都城市姫城町6街区21号 tel. 0986-23-2684 (直通) fax. 0986-23-2620  
 WEB <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>